

豊富町 介護保険の手引き

「介護保険」はみんなで支え合う制度です。
保険料は必ず納めましょう！

豊富町では、高齢化が進み、サービスを利用する方や利用量が増大している現状などを考慮して、介護保険制度を健全に運営するために、第8期事業計画（令和3～5年度）に必要な費用として新たな保険料が確定しました。

豊富町では、よりよい介護保険事業運営のため、住民のみなさまに納めていただく介護保険料を令和3年4月より変更しました。すべての住民のみなさまに介護保険制度を正しく理解していただき、ご自身に合ったサービスを活用していただけるよう、この手引きを発行いたします。



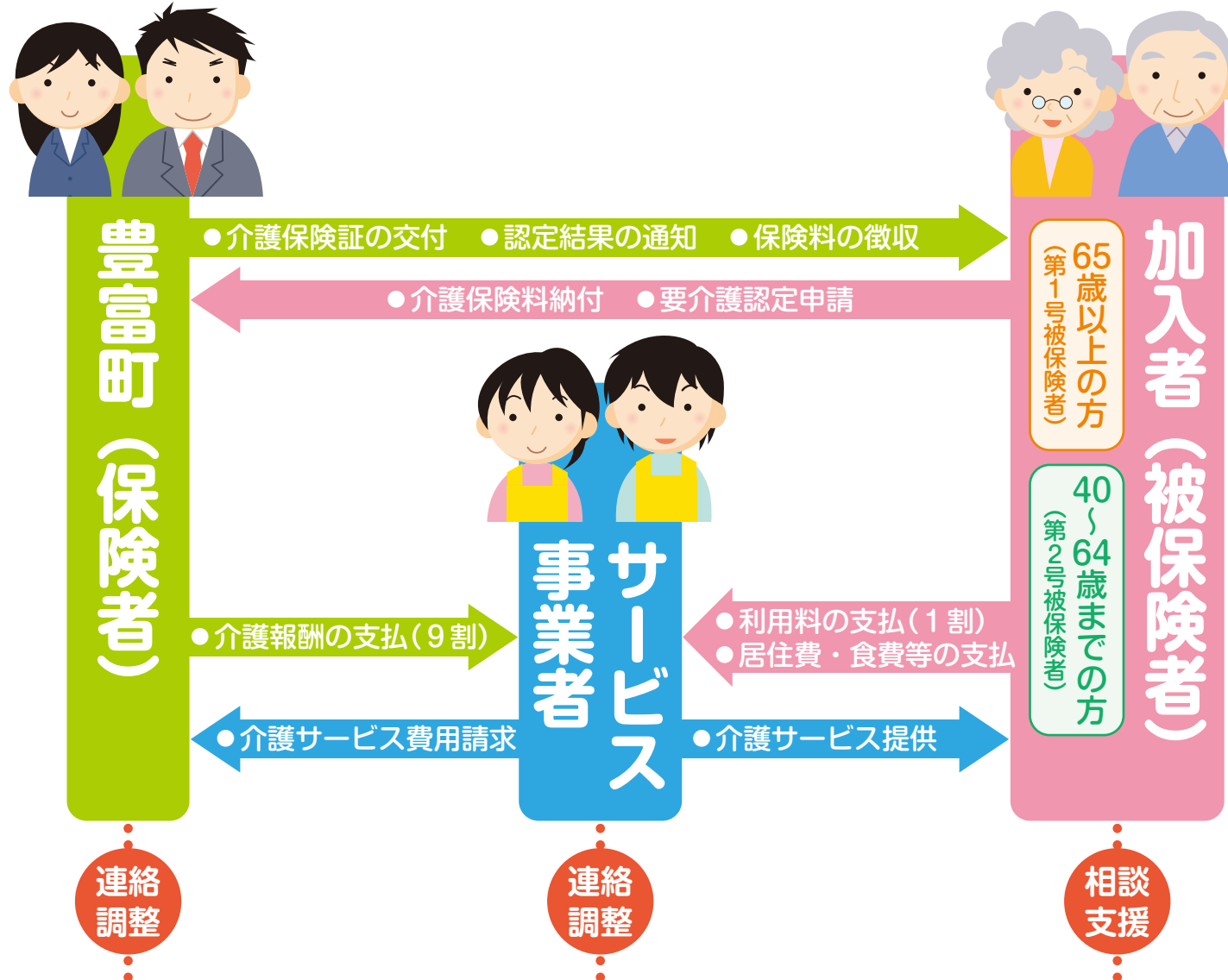
お問い合わせ先

豊富町役場	TEL.82-1001	FAX.82-2806	大通6丁目 役場内
保健推進課 介護保険係	TEL.29-6341		
地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	TEL.73-1341	FAX.82-3838	東1-6 豊富町保健センター内

❖ 介護保険制度の仕組み

介護保険制度は以下のような仕組みで運営されています。

介護保険制度は、40歳以上の方が加入し、介護の不安や負担を地域ぐるみで支える制度です。必要なときに必要に応じたサービスが提供され、誰もが安心して生活できるよう支援する仕組みです。



地域包括支援センター

主な役割

地域支援事業・介護予防サービスの提供

高齢者や家族への総合的な相談・支援

高齢者の虐待防止等、権利擁護事業

ケアマネージャーへの支援・助言

★ 地域包括支援センターをご活用ください!!

「地域包括支援センター」ってどんなところ?

- ・高齢者を総合的に支援する公的機関です。
- ・豊富町にお住まいの方にご利用いただけます。
- ・専門職員が迅速・的確に対応します。

どのような支援をしているの?

- ・なんでもご相談ください!
- ・虐待や悪質な犯罪から高齢者を守ります!
- ・高齢者が自立した生活を続けるための支援をします!
- ・高齢者支援の地域ネットワークを支えています!



❖ 介護保険料について

保険料は、年齢や所得、加入している医療保険により決まります。

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

●基準額の決め方
基準額は、次の計算で決められます。

豊富町の介護保険の給付にかかる費用

65歳以上の方の負担割合 (23%)

豊富町の65歳以上の人数

65歳以上の保険料基準額 72,000円

段階	対象者	介護保険料負担率	介護保険料額(令和3年~5年度)	
			月額	年額
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年度の本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.30 (※軽減前)0.50	1,800円	21,600円
			(※軽減前)3,000円	(※軽減前)36,000円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年度の本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.50 (※軽減前)0.75	3,000円 (※軽減前)4,500円	36,000円 (※軽減前)54,000円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年度の本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.70 (※軽減前)0.75	4,200円 (※軽減前)4,500円	50,400円 (※軽減前)54,000円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税が非課税で、前年度の本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	5,400円	64,800円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税が非課税で、前年度の本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	6,000円 (基準額)	72,000円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年度の本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	7,200円	86,400円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年度の本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	7,800円	93,600円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年度の本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	9,000円	108,000円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年度の本人の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	10,200円	122,400円

●第1段階から第3段階の方には公費負担による軽減強化策が実施されています。
※老齢福祉年金とは……大正5年4月1日までに生まれた方の一部が対象になる年金で、一般的な老齢年金とは異なります。 ※合計所得金額とは……収入金額から必要経費などに相当する金額を控除した額をいいます。年金収入のみの方であれば年金収入額から公的年金控除額を引いて出た額をいいます。 ※公的年金等収入額とは……老齢年金や退職年金などの収入額をいいます。障害年金や遺族年金は税法上、非課税扱いとなりこの収入額には含まれません。

納め方

- 特別徴収 年金の支払月に年6回に分けて、年金から天引きされます。
- 年金(老齢年金・遺族年金・障害年金)が18万円(月額1万5千円)以上の方

- 普通徴収 市町村から送付される納付書に基づき、指定の金融機関等で納めていただきます。
- 年金が18万円(月額1万5千円)未満の方
- 年度途中で65歳になった方
- 年度途中で他の市町村から転入した方 など

第2号被保険者(40歳~64歳の方)の保険料

納め方

- 国民健康保険に加入している方
所得などに応じて世帯ごとに決まり、医療分と介護分を併せて、国民健康保険税として世帯主に納めていただきます。

- 職場の医療保険等に加入している方
加入している医療保険ごとの介護保険料率と給料および賞与に応じて決まり、医療保険の保険料と介護保険料が併せて給料および賞与から差し引かれます。

※特別な理由もなく、長い間介護保険料を納めないでいますと、介護保険サービスを利用するときに制約を受けたり、負担が重くなる場合がありますので、納付はお忘れなく!!

❖ 介護保険サービスの利用方法①

〈申請から介護認定への流れ〉

介護保険サービスが必要になったら、まずは町に申請してください。

① まずは申請します

サービスの利用を希望する人は、豊富町の窓口にて認定の申請をしてください。

申請は、本人以外の方もすることができます。
(居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護保険施設でも申請できます)



● 申請に必要なもの ●

- 申請書 町の窓口にて置いてあります (65歳以上の方)
- 介護保険被保険者証 (40～64歳の方)
- 健康保険被保険者証
- マイナンバーカード

※申請書に記入する事項

- ①被保険者の被保険者番号、住所、氏名
- ②主治医（日常通院している医療機関の医師）の氏名、医療機関名
(介護保険施設に入所中の場合)
- ③入所施設名
(40～64歳の方)
- ④医療保険者名、被保険者番号、特定疾病名
- ⑤個人情報提示の同意

② 要介護認定調査

● 訪問調査

調査員が家庭（入院中であれば入院先へ）を訪問して、本人と家族などへ聞き取り調査を行います。



● 主治医の意見書

主治医に病気の状態をまとめた意見書を作成してもらいます。
主治医がいない場合は、豊富町が指定する医療機関の診断を受けます。

一次判定 (コンピュータ判定)

公平に判定するため、訪問調査の結果はコンピュータで処理されます。

特記事項

本人の細かな状況等、訪問調査票に入っていない事項は、特記事項として記入します。

主治医の意見書

二次判定 (介護認定審査会)

コンピュータによる判定結果及び主治医意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家が総合的に判断します。

③ 認定結果通知

原則として申請から30日以内に認定結果を通知します。

- ◆認定結果に疑問や不服がある場合には、まず豊富町役場保健推進課介護保険係へご相談ください。
- ◆その上で納得できない場合は、通知を受け取った翌日から起算して60日以内に北海道介護保険審査会（北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課内 ☎011-231-4111）に審査請求することができます。

認定 要介護 1～5



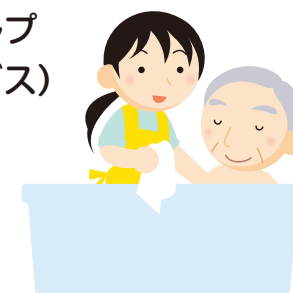
認定 要支援 1・2



事業対象者

総合事業（ホームヘルプサービス、デイサービス）を利用できます。

※基本チェックリストを実施し該当となった方のみ

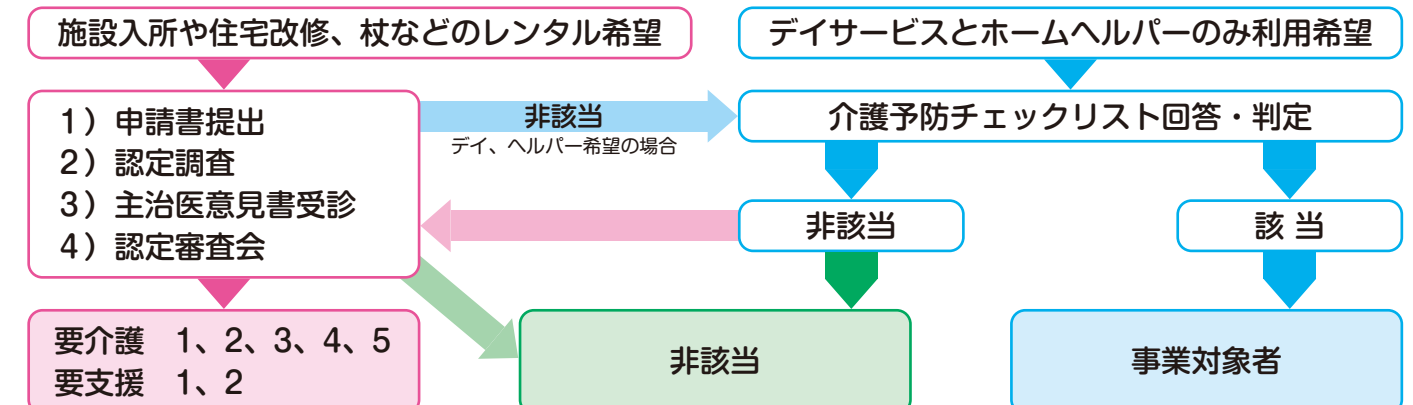


非該当 (自立)



介護予防教室等へ参加しましょう！

介護保険サービス利用までの流れ



❖ 介護保険サービスの利用方法②

〈サービスの種類〉

あなたに合ったプランを作成し、あなたに合ったサービスを利用しましょう。

要介護 1～5の方

ケアプランの作成依頼

居宅介護支援事業所等へ申し込みをします。

サービス担当者との話し合い

本人の力を引き出せるようなサービスを本人・家族とサービス担当者で検討します。

ケアマネージャー等のアセスメント(評価)

本人・家族の要望、心身の状態を把握し、課題を分析します。

ケアプランの作成

利用するサービスの種類や回数を決定します。

施設サービスの場合

介護保険施設と契約

介護保険施設へ直接申し込みをします。
※自分にどの施設が適しているかわからない場合は、ケアマネージャーに相談してください。

ケアプランの作成

施設のケアマネージャーが利用者に適したケアプランを作成します。



利用

○居宅・施設サービス[介護給付]○

居宅サービス

- 訪問介護 (ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護 (デイサービス)

- 通所リハビリテーション (デイケア)
- 短期入所生活介護 (ショートステイ)
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 居宅介護福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給

地域密着型サービス

- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護療養型医療施設
- 介護老人保健施設



要支援 1・2の方

ケアプランの作成依頼

地域包括支援センターへ申し込みをします。

サービス担当者との話し合い

目標を設定してそれを達成するための支援メニューを、本人・家族とサービス担当者で検討します。

アセスメント(評価)

本人・家族との話し合いや心身の状態や環境、生活歴等を把握し、課題を分析します。

介護予防プランの作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

利用

○介護予防サービス[予防給付]○

居宅サービス

- 介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護 (デイサービス)
- 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)
- 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 居宅介護予防福祉用具購入費の支給
- 介護予防住宅改修費の支給

地域密着型サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

※介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)、介護予防通所介護 (デイサービス) は事業対象者の方も利用できます。

❖ 介護施設の種類の種類

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。この中から入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の方は施設サービスは利用できません。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

生活介護が中心

介護老人福祉施設

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。

介護やリハビリが中心

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。

※この他に、医療施設があります。詳しくはお問い合わせください。

❖ 介護保険在宅サービス一覧

	サービス種類	サービス内容	利用料：自己負担1割の場合	
			要支援1	要介護1
1	ヘルパー (介護予防) 訪問介護 事業対象者 利用可	ホームヘルパーが家庭を訪問し、 *身体介護(食事介助、入浴、排泄等) *生活援助(食事調理、洗濯等)を行います。 他に、要介護1以上では通院等乗降介助も行います。	週1回利用 1,343円/月	生活援助 45分未満 210円/回
2	デイサービス (介護予防) 通所介護 事業対象者 利用可	通所により食事や入浴の提供、体操、レクリエーション等を通して身体機能の低下を予防します。	週1回利用 1,671円/月	5~7時間 628円/回 <small>*食費は別途かかります。</small>
3	福祉用具レンタル (介護予防) 福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与できます。 <small>*要支援1・2、要介護1の場合は車イスや特殊ベッド、床ずれ防止用具、移動用リフト、徘徊感知器は原則レンタルはできません。</small>	(例) 四点杖 歩行器	110円/月 220円/月
4	福祉用具購入 特定(介護予防) 福祉用具販売	貸与になじまない福祉用具(排泄や入浴に関する商品)を購入することができます。 <small>*指定事業者から購入した場合に購入費の9割又は8割を払い戻します。</small>	*購入費用限度額 年間10万円(税込) 例) 10万円分購入したら1(2)万円の自己負担 <small>*例外を除き同種類の用具を複数購入は不可</small>	
5	住宅改修 住宅改修	手すりの取付け、段差解消等の小規模な住宅の改修ができます。 <small>*改修費用の9割又は8割を払い戻します。</small>	*改修費用限度額 原則一人現住居につき20万円(税込) 例) 20万円改修したら2(4)万円の自己負担	
6	ショートステイ (介護予防) 短期入所生活介護	福祉施設に短期間入所し、日常生活のお世話や機能訓練を行います。	多床室 施設料 438円/日	599円/日 <small>*上記額以外に各種加算があります。*食費は別途かかります。</small>
7	(介護予防) 訪問看護	主治医の指示に基づき看護師等が家庭を訪問し、療養上のお世話や必要診療の補助を行います。	814円/1回1時間未満 <small>*上記額以外に各種加算があります。</small>	
8	(介護予防) 訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき理学療法士・作業療法士が訪問し、必要なりハビリテーションを行います。	604円/1回40分 <small>*上記額以外に各種加算があります。</small>	
9	(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医学的管理のもと介護やリハビリを行います。	多床室 施設料 608円/日	823円/日

※特定福祉用具販売と住宅改修は原則、「償還払い(本人立替支払)」ですが、支払費用の負担軽減を図るため「受領委任払い」を利用することも可能です。

※「受領委任払い」とは…利用者の方に1割または2割分だけを支払っていただき、残金は豊富町役場より直接、事業所に支払うシステムです。

介護保険 サービス利用者 負担軽減 メニュー

事業名	内容	対象	負担軽減額	申請方法など
居住費(滞在費)・食費負担軽減	施設入所やショートステイを利用した際に発生する、居住費(滞在費)・食費の自己負担分を軽減します。	世帯員全員が市町村民税非課税の方かつ一定の預貯金以下の方	基準額から負担限度額を引いた額	豊富町役場 介護保険係窓口 にて申請手続きを 行ってください。
高額介護サービス費	在宅サービスや施設サービス(居住費・食費代除く)の利用料のうち一定額を超えた額を払い戻します。	利用料のうち一定額を超えた方	例：介護保険料段階 第1・2段階の方 一定額は15,000円のため、 それ以上の費用は払い戻します ★介護保険料段階に応じて、一定額は変わります。	

❖ 介護保険施設における負担限度額について

令和3年8月1日から

○介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

○令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

Q どのような改正がおこなわれるのですか？

A ①認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります。

なお、今回の見直しで補足給付の対象外となる方でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

	令和3年7月まで	見直し後（令和3年8月～）
年金収入等*80万円以下 （第2段階）	単身1,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下 （第3段階①）		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超 （第3段階②）	夫婦2,000万円	単身500万円、夫婦1,500万円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	見直し後（令和3年8月～）	令和3年7月まで	見直し後（令和3年8月～）
年金収入等*80万円以下 （第2段階）	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下 （第3段階①）	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超 （第3段階②）	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方*	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
---------------	---------------------------------	---------------------------------

（注）生活保護受給者や高齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか？

A 預貯金等に含まれるものは、以下の表のとおりです。

負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等の額から差し引いて計算します。申請書に預貯金や負債額を記載していただくとともに、以下の表の「確認方法」に記載の添付書類等を付けていただくこととなります。その上で、保険者が必要に応じて、金融機関等に照会を行います。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金	自己申告

※預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などがあります。

※不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金（給付額と併せ最大3倍の額）を納付していただく場合があります。

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度もあります。

社会福祉法人等が運営主体となっているサービス事業所を利用している方に対して、「介護保険利用者負担1割分・食費・居住費」の利用者負担分の4分の1を減額する制度です。

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業

以下①～⑤の要件を全て満たす方等のうち、生計が困難な方として市町村長が認めた方。

- ①世帯の年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）で市町村民税非課税世帯
- ②預貯金等の額が合計350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
- ③日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④親族等に扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

※事業を実施していない社会福祉法人等もございます。

✿ 豊富町の介護予防・地域支援事業

サービス名	サービス内容	利用できる方	自己負担・利用料	申請先
高齢者緊急通報システム	専用機器を自宅内に設置し、緊急時にコールセンターから確認が入り、必要時には協力者に対応をつなぐシステムです。	単身の高齢者の方	原則、ご本人負担なし ただし、引っ越し等機器の移転をする場合や電池等の消耗品は自己負担となります。	豊富町役場介護保険係または地域包括支援センターへご利用のご相談ください
介護負担軽減短期宿泊事業	介護保険制度に定められた利用限度額を超えて、ショートステイを利用された場合の自己負担の一部を助成します。	認知症等により在宅での介護が困難な方	利用限度額を超えて支払う自己負担のうち 7割を助成します 残り3割は自己負担となります 助成日数は50日間です	
配食サービス	昼にお弁当をお届けします ★お届けは、ホームヘルパーが対応します。	単身の高齢者の方または高齢者のみの世帯の方	1食 450円	★指定申請書に記載・捺印いただき申請手続きを行います。
医療機関受診介助	ホームヘルパーが同伴し、医療機関内の受付から診察、会計、薬の受取り等の行動の介助・支援を行います。	65歳以上の方で、家族や親類、友人などによる受診介助の対応を受けることができない方	2時間未満 500円 2時間以上 600円 3時間未満 以後1時間毎に100円加算	
外出支援サービス	外出支援	専用車輛により、自宅と医療機関等の間を送迎します。 ★原則、豊富町国保診療所に診療科がない医療機関を受診する場合に限りです。 ★受診の受付等の介助は行いません。	60歳以上の方で、歩行困難等がかつ交通機関がない、送迎できる方がいない方で医療機関等を受診希望の方	
	地区巡回バス	豊富市街以外の「地区」に医療機関受診用にバスを運行しています。 ★地区毎に利用曜日等を定めています。 ★バスの乗り降り、受診の介助は行いません。		無料
除雪サービス	玄関から道路までの除雪を行います。	概ね65歳以上の一人暮らしの方、夫婦世帯で身体的に除雪が困難で、近く(4km以内)に協力者がいない方	無料	豊富町社会福祉協議会へご利用のご相談ください

誰もが住み慣れた地域で健やかに
生き生きと暮らせるように…

豊富町には、介護保険以外にも、高齢者が在宅生活を続けられるような様々な制度があります。詳しくは、保健推進課介護保険係へお問い合わせください。

豊富町のサービス提供事業所

豊富町社会福祉協議会 (指定居宅介護支援事業所) (訪問介護事業所)	TEL.82-1690	FAX.73-1691	西1-8
	TEL.29-6319		
	TEL.29-6767	FAX.29-6768	
豊富町在宅老人 デイサービスセンター	TEL.84-2431	FAX.84-9616	兜沼
特別養護老人ホーム 温心園	TEL.82-2333	FAX.82-2334	西豊富
グループホーム 和ごころ	TEL.82-8050	FAX.82-8051	温泉
グループホーム はまなす	TEL.73-0811		

介護保険の手引き

令和3年7月発行 豊富町 保健推進課 介護保険係
TEL: 0162-73-1341 (直通)